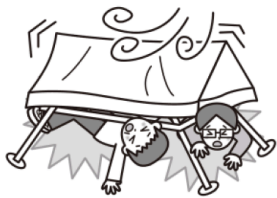


# 鹿児島県PTA連合会 PTA賠償責任制度 ご加入のご案内

## 賠償（PTA賠償責任保険）

**対人** 来賓にケガをさせた



**対物** 他人の財物を壊した



**保管物**

学校から借りた  
ものを壊した



### 提供飲食物

PTAのイベント等で  
提供した飲食物  
により、他人が  
食中毒等損害  
を被った



### 法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律  
相談や委任をした

#### 弁護士相談・弁護士紹介サービス

PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携  
先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁  
護士の紹介を受けられます。



## 保険期間

**2026年4月1日 午前0時より**  
**2027年4月1日 午後4時まで**

### お手続き

- 加入依頼書：3月6日(金)必着でFAXにてご返信ください。
- 制度掛金：5月29日(金)までに指定口座へお振込みください。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

## 制度掛金

**10円 × 児童・生徒数 = 制度掛金**

### ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」）が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

補償の内容・補償例		保険金額(お支払限度額)		
損害賠償責任補償	<p>●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任            (対人・対物補償)(往復途上対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</li> </ul> <p><b>【補償例】</b>            &lt;対人&gt;PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。            &lt;対物&gt;PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。</p>	<p><b>対人</b></p> <p>1名 <b>1億円</b>            1事故 <b>1億円</b>            (自己負担なし)</p>		
	<p><b>【補償例】</b>            &lt;対物&gt;PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。</p> <p>&lt;保管物補償&gt;(往復途上対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</li> </ul> <p><b>【補償例】</b>            PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。            支払保険金:45,000円            (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)</p>	<p><b>対物</b></p> <p>1事故 <b>1億円</b>            (自己負担なし)</p>	<p>保管物</p> <p>1事故 <b>10万円</b>            保険期間中 <b>500万円</b>            (自己負担額 5,000円)</p>	
	<p>&lt;提供飲食物危険補償&gt;</p> <p>PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</p> <p><b>【補償例】</b>            PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2～7日間入院。</p>	<p><b>対人・対物</b></p> <p>1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額</p> <p>注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。</p>		
法律相談・クレーム対応費用	<p>●法律相談・クレーム対応費用補償</p> <p>PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償            ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。</p> <p><b>【補償例】</b>            PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。</p>	<p>弁護士費用</p> <p>1事故 <b>100万円</b>            保険期間中 <b>1億円</b></p>		
<p><b>制度掛金</b>(児童・生徒1人あたり)</p>		<p><b>10円</b></p>		

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「鹿児島県PTA連合会PTA賠償責任制度の補償概要」をご覧ください。

# PTA賠償責任保険

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員※に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

※PTA活動に伴う損害賠償責任での対象であり、保管物に係わる損害賠償責任はPTAのみとなります。

## 基本補償例

例えばこのような場合の対人・対物・保管物の補償

**対人** 来賓にケガをさせた



**対物** 他人の財物を壊した



**保管物**

学校から借りた  
ものを壊した



## <お支払いする保険金>

- ①損害賠償金
- ②損害発生・拡大防止費用
- ③求償権保全費用
- ④緊急措置費用
- ⑤争訟費用
- ⑥保険会社への協力費用

さらに2つの特約で補償が充実します。

## ●提供飲食物危険補償

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任を補償



## ●法律相談・クレーム対応費用補償

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償

引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。



## 加入手続きについて

### ステップ1

同封の加入依頼書に必要な事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、FAXにてご返信ください。

**3月6日(金)必着**

### ステップ2

ご申告いただいた児童・生徒数分の制度掛金を払込みください。

(振込手数料はご加入者様負担となります。)

**5月29日(金)までに納付**

### ステップ3

6月頃に学校宛てに加入者証をFAXにてお送りします。ご確認のうえ大切に保管してください。

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

## 事故時の請求手続き

### ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

### ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

### ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後は遅滞なくご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA賠償責任制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

### ●事故の際の連絡先

#### 鹿児島県PTA連合会総合保障制度係

〒892-0828 鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生町ビル5階(アライアンス株式会社内)  
TEL:050-5433-9125(月~金 9:00~18:00)  
FAX:099-227-2000

### ■団体契約者

#### 鹿児島県PTA連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7-4(自治会館内)  
TEL:099-206-1072

### ■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

#### アライアンス株式会社

〒892-0828 鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生町ビル5階  
専用回線：050-5433-9125(月~金 9:00~18:00)  
(一般回線：099-216-8877)  
FAX：099-227-2000

### ■引受保険会社

#### AIG損害保険株式会社

鹿児島支店  
TEL:099-226-6655 FAX:099-222-8210  
(月~金 9:00~17:00)

別紙「鹿児島県PTA連合会PTA賠償責任制度ご加入のご案内」とともにご覧ください。

# 鹿児島県PTA連合会

## 鹿児島県PTA連合会PTA賠償責任制度の補償概要

### PTA賠償責任保険 (賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約) +提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### <PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故>

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

#### <保管物に係わる賠償事故>

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

※1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(管理者賠償責任補償)	<p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p><b>&lt;PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任&gt;</b> PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p><b>&lt;保管物に係わる損害賠償責任&gt;</b> 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲</p> <p><b>&lt;PTA活動に伴う損害賠償責任&gt;</b> PTAまたはPTA役員</p> <p><b>&lt;保管物に係わる損害賠償責任&gt;</b> PTA</p> <p>●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金 (注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</li> </ul> <p><b>&lt;PTA活動に伴う損害賠償責任&gt;</b> 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p><b>&lt;保管物に係わる損害賠償責任&gt;</b> 1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</li> </ul>	<p><b>&lt;PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任&gt; &lt;保管物に係わる損害賠償責任&gt; 共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>故意</li> <li>戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など</li> </ul> <p><b>&lt;PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任&gt;のみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任</li> <li>自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。)</li> <li>被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など</li> </ul> <p><b>&lt;保管物に係わる損害賠償責任&gt;のみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など</li> </ul>
提供飲食物危険補償特約	<p>PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。</p> <p>●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。</p> <p>ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意</li> <li>被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</li> <li>被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任</li> <li>提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任</li> <li>廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任</li> <li>賞味期限・消費期限を超過した飲食物に起因する損害賠償責任 など</li> </ul>

## 〈PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉（法律相談・クレーム対応費用補償特約）

<b>法律相談・クレーム対応費用補償特約</b>	<p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。</p> <p>ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。</p> <p>②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。</p> <p>（※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。</p> <p>（※2）退任した役員を含みます。</p> <p><b>●お支払いする保険金</b></p> <p>被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。</p> <p>なお、顧問料は含みません。</p> <p>（※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。</p> <p>（※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 故意または重大な過失</li><li>• 戦争・革命・内乱・暴動</li><li>• 地震・噴火またはこれらによる津波</li><li>• 台風・洪水または高潮</li><li>• 放射線照射・放射能汚染</li><li>• 自動車などの所有・使用・管理</li><li>• 環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。）</li><li>• PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形</li><li>• 騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由</li></ul> <p style="text-align: right;">など</p>
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（注2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

# 事故が発生したときの手続き

## （PTA賠償責任保険）

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

- 事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容
- 同一事故を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。）

- （ご注意）
1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
  2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
  3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

## ■引受保険会社

### AIG損害保険株式会社

鹿児島支店

TEL:099-226-6655 FAX:099-222-8210  
（月～金 9:00～17:00）

## 「PTA賠償責任保険」の事故例・Q&A

### ■事故例&支払保険金例

PTA主催のバザー会場にて、テントの設置がしっかりと固定していなかった為、子供たちが押し掛けた時に倒れ、中にいた4人の子供がケガをした。	対人賠償 445,800 円 (自己負担額:0円)
PTA主催のソフトボール大会の際に、駐車場に止めてあった他人の車にボールが当たってしまい、修理代金を請求された。	対物賠償 227,000 円 (自己負担額:0円)
PTA主催の餅つき大会中に、隣のPTAより借りたセイロを焦がしてしまい、修理代金を支払った。	保管物に係わる賠償責任 25,000 円 (自己負担額:5,000円)

### ■Q&A

【Q】PTA活動中に、父母会員が、児童・生徒に誤ってケガをさせた場合は対象になりますか？
【A】対象になります。PTA主催行事の遂行に起因して生じた偶然の事故により、他人の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任が対象です。ここで言う「他人」には、父母(保護者)会員、教職員会員、児童・生徒を含みます。ただし、 <u>被害者(ケガをした人)が、加害者の同居の親族の場合には対象とはなりません。</u>
【Q】「PTA活動中」とはどういう場合ですか？
【A】「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。
【Q】PTA賠償責任保険の対象となる事故は、ケガに限られますか？
【A】他人のケガに限らず、財物の損壊事故であっても、PTAまたはPTA役員に法律上の賠償責任があると認められれば対象となります。
【Q】PTA活動に参加するために、自宅からの移動中の事故は対象になりますか？
【A】「PTA賠償責任保険」では、自宅との往復途上の事故は対象になりません。
【Q】PTA活動で自動車を運転中に賠償事故を起こした場合には補償してもらえますか？
【A】補償されません。自動車・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任は対象となりません。
【Q】PTA活動中、保護者の個人的な賠償事故が発生した場合にも補償してもらえますか？
【A】PTA賠償責任保険の被保険者(補償を受けられる方)は、団体としてPTAまたはPTA役員です。PTAが法律上の賠償責任を負わない場合は、補償の対象となりません。
【Q】PTA活動中にPTAが学校から借りた備品を破損させた場合、補償してもらえますか？
【A】補償します。ただし、自己負担額:5,000円を差引いた額をお支払します。
【Q】PTA主催のバザーにて提供した飲食物で食中毒事故が発生した場合は対象になりますか？
【A】飲食物に起因する対象事故(他人の身体の障害または他人の財物の損壊)も補償します。